

令和 7 ・ 8 年度 建設工事等競争入札参加資格審査 申請手続の概要

広島県土木建築局建設産業課

1 資格審査

広島県が令和 7 年度及び 8 年度に発注する建設工事等（建設工事及び公共土木施設の維持管理、修繕、保守又は点検業務をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格（以下、「入札参加資格」という。）の審査を受けようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下、「資格審査申請書等」という。）を以て、電子により申請を行ってください。

2 申請の期間

令和 6 年 1 1 月 1 日（金）～令和 6 年 1 1 月 2 2 日（金）（9：00～17：00）

（土・日・祝祭日を除く）

※ この間に申請に必要な情報を入力し、送信を完了させる必要があります。

3 電子申請に係る留意点

電子申請は、電子入札等システムを利用して行います。[電子入札等システムの利用にあたっては、利用者規約等](#)を十分に確認してください。

なお、電子入札等システムの利用は、電子入札と同じ[電子入札コアシステムに対応した I C カードを利用](#)する方法のほか、[I C カードの代わりに、商号又は名称と利用者登録番号を使用](#)して利用することができます。利用者登録番号を持っていない場合は、[事前準備（利用者登録等）](#)を行う必要がありますので、早めに手続きを行ってください。

4 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査を申請することはできません。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 申請しようとする業種（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事とする。以下同じ。）について、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者（別表参照）

ウ 申請しようとする業種について、建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の規定による[経営事項審査](#)（「4 必要な経営事項審査の総合評定値通知書」にある表のとおり。）を受けていない者

エ ウで定める必要な経営事項審査において、申請しようとする業種について、[工事種類別年間平均完成工事高](#)（プレストレストコンクリート工事については土木一式工事、法面処理工事についてはとび土工コンクリート工事、鋼橋上部工事については鋼構造物工事においてそれぞれ内訳表示されている工事種類別年間平均完成工事高とする。以下同じ。）がない者

オ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに[広島県税の滞納がある者](#)

カ 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者

(過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は広島県の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している者を除く。)

キ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

ク 次のaからcまでに掲げる届出の義務を履行していない者(届出の義務がない者を除く)

a 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

b 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

c 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

建設業者等指名除外要綱等により、広島県の指名除外等の期間中である方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定を受けた場合も指名除外等の効力は継続します。

また、会社更生法による更生手続又は民事再生法による再生手続の手続中の方も資格審査申請書等は提出できますが、資格認定をしたときに営業不振による指名除外を行う場合があります。

なお、営業不振による指名除外を解除するためには、建設工事入札参加資格再認定要領により再認定を受ける必要があります。(詳細は建設産業課にお問い合わせください。)

※上記ア～クの内容を十分に確認し、申請業種・内容をよく確認した上で申請してください。

5 必要な経営事項審査の総合評価値通知書

申請の期間	必要な経営事項審査の総合評価値通知書
令和6年11月 1日(金) ～令和6年11月22日(金)	令和5年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のもの。 ※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要となります。

※1 「審査基準日」とは、次のとおりです。(以下同じ)

- ・ 経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日
- ・ 合併時、譲渡時、分割時(「合併時等」という)経審など特殊経審の場合は合併時等

※2 「保険への加入が確認できる書類」とは、次のとおりです。

なお、申請期間内に保険への加入が確認できない場合、受付できませんのでご注意ください。

(1) 雇用保険

概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証(被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分)のいずれかの写し

(2) 健康保険及び厚生年金保険

保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し

6 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に通知します。

(2) 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の申請をすることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格の申請及び入札参加資格の認定を受けることができません。

(許可の失効等により当該業種の入札参加資格が失効した者が許可を再取得した場合は除く。)

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度中に広島県が発注する建設工事等において下請けをすることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、広島県が発注する建設工事等において下請けをすることはできません。

(3) 入札参加資格の有効期間

この資格が認定された日から令和9年5月31日まで有効です。ただし、この資格は、有効期間以降においてもその年度における資格が認定される日までは有効とします。

また、有効期間の始期については、令和7年6月1日を予定しています。

なお、有効期間内であっても、認定された業種の建設業許可の取消し等により許可が無くなった場合は、当該業種の入札参加資格は失効します。

(4) 入札参加資格者名簿

入札参加資格の認定を行った場合は、建設工事等入札参加資格者名簿を作成し、広島県の調達情報ホームページに公表します。

7 提出書類一覧表（資格審査申請書等）

番号	提出書類等	申請者		注意事項等
		県内 業者	県外 業者	
1	送信完了 兼 受付票	○	○	・電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。 提出書類の表紙として一番上に添付してください。
2	建設業許可申請書の写し	△	△	・更新手続中の場合のみ提出。 ・直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表）の写し。
3	広島県の県税について未納がないことを県税事務所長が証した書面（ <u>写し不可</u> ）			・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・広島県内に営業所等がないなどのため、広島県に税金を納める必要のない場合には不要。この場合、「1」の送信完了兼受付票のチェック欄（「次の自治体の県税又は市町税については、納税義務がありません。」）にチェックを入れ、広島県を○で囲んでください。 ・納税証明書は、証明手数料として400円が必要です。 県税のページ（納税証明に関する手続） https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1176862855636.html 「■納税証明書の交付請求に必要な書類／一般用納税証明書」を参照してください。

注1

4	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	・「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）」の電子データを添付すれば、不要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm を参照してください。
5	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	△	・加入している者のみ提出。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
6	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	△	・広島県内の建設業法上の営業所等が、合格証を受けている者のみ提出。 ・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。
7	建設キャリアアップシステム（CCUS）にログイン後の「事業者情報」画面の写し	△	△	・建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録している場合のみ必要。 ・A4用紙一枚に事業者情報が収まるように印刷すること。
8	技能者一覧表【様式第1号】	△	△	・建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録をしている場合のみ必要。
9	登録技能労働者数が確認できる書類の写し	△	△	・建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録をしている場合のみ必要。 ・登録技能労働者数が確認できる書類 一般財団法人建設業振興基金が提供する建設キャリアアップシステムに登録していることを証する書面（システムから出力できる所属技能者一覧または所属技能者統計情報、建設キャリアアップカード等）の写し
10	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者雇用率2.5%以上であること）の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類（障害者手帳等）の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。） 注2
11	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
12	協力雇用主登録証明書の写し	△		・県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所（TEL082-221-4651）が発行した証明書を提出してください。 ・証明書発行の申請方法は、郵送のみです。（窓口での申請不可）交付申請書に必ず返信用封筒（宛先記入・84円切手貼付）を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛

13	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△		・ 県内業者のみが対象。（県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。） ・ 申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・ 証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議（TEL 082-511-0110）にお問い合わせください。
14	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し	△	△	・ 造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出。

（○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

（注意点）

注1 「広島県の県税について未納がないことを県税事務所長が証した書面」について

令和7・8年度建設工事等競争入札参加資格審査から広島県税の納税状況については、建設産業課と各県税事務所・分室との間で情報連携をすることで確認を行うため、「広島県税について未納がないことを県税事務所長が証した書面」の提出は不要です。

ただし、従来通り、申請先の県内市町税について滞納がないことを証する書面については提出が必要です。

注2 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類（県に提出）
・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率（2.5%）を達成した者	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
・ 障害者を雇用する義務のない者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・ 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

8 提出方法及び注意事項等

(1) 提出部数

1部

(2) 提出方法

郵送または持参していただくことになります。

（詳細は電子申請の手引き等を御確認ください。）

到達期限は、令和6年11月29日（金）（必着）です。

※ 添付書類等の郵送または持参先：広島県土木建築局建設産業課入札制度グループ

（〒730-8511 広島市中区基町10-52）

※ 各自治体が独自に書類の提出を求める場合もあります。この場合は各自治体に送付することになりますので注意してください。（独自書類は県に提出しないでください。）

(3) 注意事項

ア 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった場合には、競争入札参加資格を認定しないことがあります、また、認定を受けた後でそれらの事実が判明した場合は、認定を取り消すことがあるので十分注意してください。

- イ 受付後に申請内容を確認するため、連絡することがありますので、提出した資格審査申請書等の控えを1部作成し、申請事務担当者が保管してください。
- ウ 提出書類の中で、写し等を提出する場合には、複写機による鮮明なもので、A4版に調製したものを提出してください。
- エ 提出書類について、綴じ方は特に指定しません。(ホチキス・ひも等でばらけないように綴じてください。)
ファイル等に綴じる必要はありません。
- オ 申請を依頼される場合には、申請者が申請内容等の質問に答えられるよう十分に配慮してください。
- カ 入札参加資格申請に関する資格審査申請書等はお返ししません。申請時には十分注意してください。
- キ 申請の内容については、公表しますので、ご了承ください。(ただし、「協力雇用主の登録または暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所の登録」の有無については公表しません。)

9 入札参加資格審査申請の手引きの入手方法

申請書、申請の手引きは、「広島県の調達情報ホームページ」から入手してください。

広島県の調達情報ホームページ

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

- ※ 「公共工事等の情報」>「入札参加資格」>「1. 入札参加資格申請等」内にあります。
(10月中旬に掲載予定です。)

10 個人情報の保護

提出された個人情報は、入札参加資格の審査の目的に利用し、その他の目的では利用しません。

入札参加資格審査の申請に係る資格の区分について

入 札 参 加 資 格 の 区 分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事